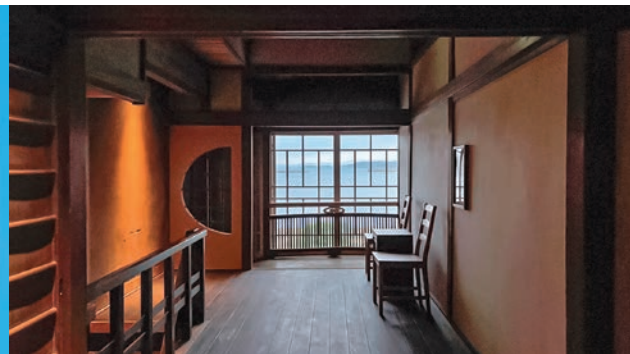


「アルベルゴ・ディフーズタウン」 平戸市

平戸市がまるごとホテル（アルベルゴ・ディフーズタウン）になります。
地域に分散された未活用の建物や、空き家・空き店舗を活用した、地域一帯をホテルと見立てたイタリア発祥の取り組みが、令和7年6月に開始しました。
世界初の「アルベルゴ・ディフーズタウン（ADT）」へお越しください。



Contents

- ◆令和6年度決算のあらまし…………… 2～7
- ◆「お口のチェック」事業を行っています ……11
- ◆定時決定について…………… 8
- ◆特定健康診査を受診しましょう……………12
- ◆令和7年度被扶養者資格調査を行います…………… 8
- ◆3歳未満の子を養育中の組合員の方へ…………… 13～14
- ◆マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！ …… 9
- ◆貯金事業のお知らせ…………… 15～16



令和6年度決算のあらまし

去る6月24日第186回共済組合組合会が開催され、令和6年度の決算が承認されましたのでその概要についてお知らせいたします。

組合の現況

所属所数

13市8町12組合 計33所属所

組合員数

20,832人（長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員71人を除き
任意継続組合員399人を含む）

被扶養者数

16,170人（組合員1人当たり0.776人）

平均標準報酬月額（掛金・負担金の基礎となった額）

短期経理 323,979円

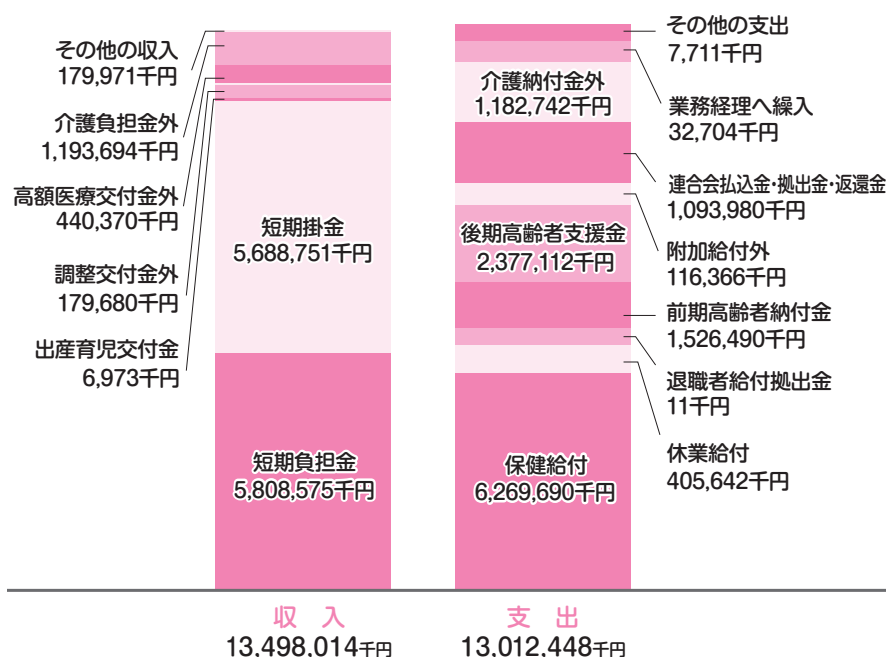
長期経理 373,865円

1. 短期経理

～組合員1人当たり医療給付費291,686円～

この経理は、主として、組合員と家族の病気や負傷及び出産などに要した費用に係る給付を行う経理です。

収支の状況



短期掛金・短期負担金等による収入総額13,498,014千円に対し、支出総額は医療費等の保健給付費6,269,690千円、前期高齢者納付金1,526,490千円及び後期高齢者支援金2,377,112千円等13,012,448千円となり、その結果、当期短期利益金として473,924千円を生じたため、87,839千円を前年度から繰り越した欠損金補てん積立金506,087千円へ積み立て、残る386,085千円を短期積立金へ積み立てました。

また、当期介護利益金として10,878千円を生じたため、前年度から繰り越した介護積立金31,320千円と合わせ、翌年度へ繰り越す介護積立金は42,198千円となりました。

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金は1,022,209千円となりました。

医療給付の状況

(単位：件・千円)

区 分		件 数			金 額		
		令和 5 年度	令和 6 年度	比較増△減	令和 5 年度	令和 6 年度	比較増△減
本 人	入 院	2,195	2,148	△ 47	854,110	834,192	△ 19,918
	外 来	152,991	156,834	3,843	1,290,066	1,257,646	△ 32,420
	歯 科	40,951	42,456	1,505	347,684	369,186	21,502
	その他の給付	0	2	2	666,730	675,366	8,636
	計	196,137	201,440	5,303	3,158,590	3,136,390	△ 22,200
家 族	入 院	1,904	1,841	△ 63	624,037	700,995	76,958
	外 来	129,040	128,039	△ 1,001	987,739	920,491	△ 67,248
	歯 科	29,678	29,989	311	232,942	235,509	2,567
	その他の給付	1	1	0	479,893	501,003	21,110
	計	160,623	159,870	△ 753	2,324,611	2,357,998	33,387
高額療養の給付・高額療養費		(5,226)	(5,439)	(213)	573,526	596,599	23,073
合計		(5,226)	(5,439)	(213)	6,056,727	6,090,987	34,260
		356,760	361,310	4,550			

(注) その他の給付は、入院時食事療養の給付、薬剤支給、訪問看護療養の給付、移送費の給付で、件数は移送費のみを示す。
括弧内の件数は、医療給付の内、高額療養の給付・高額医療費の件数を示す。

2. 厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金保険の給付及び基礎年金拠出金等を取り扱うため、各所属所から払い込まれる負担金・組合員保険料を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収 入	負担金・組合員保険料	19,770,720 千円
	支 出	負担金払込金・組合員保険料払込金	19,770,720 千円

3. 退職等年金経理

この経理は、退職等年金の給付を行うため、各所属所から払い込まれる負担金・掛金を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収 入	負担金・掛金	1,323,015 千円
	支 出	負担金払込金・掛金払込金	1,323,015 千円

4. 経過的長期経理

この経理は、平成 27 年 9 月以前決定の公務障害・遺族年金の給付を行うため、各所属所から払い込まれる負担金を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収 入	負担金	88,208 千円
	支 出	負担金払込金	88,208 千円

5. 退職等年金預託金管理経理

この経理は、連合会の退職等年金経理の余裕金から預託を受け、組合員貸付の資金等を賄う経理です。

収支の状況	収 入 ………	利息及び配当金	13 千円
	支 出 ………	支払利息	13 千円

6. 業務経理

この経理は、短期給付及び長期給付等の共済組合の法定事業を推進していくために必要な人件費、事務費、その他の費用を賄う経理で、その資金は地方公共団体からの事務費負担金、短期経理からの繰入金及び連合会からの交付金により賄っております。

事務費負担金等の組合員 1 人当たりの額及び収入額 (短期、厚生年金保険及び経過的長期分)

(単位：円)

区 分	1 人当たりの額	収入額
地方公共団体負担金	9,830	172,820,330
短期経理より繰入	1,595	32,703,880
連合会交付金	3,973	59,254,068
合 計	15,398	264,778,278

退職等年金給付に係る事務費の組合員 1 人当たりの額及び収入額

(単位：円)

区 分	1 人当たりの額	収入額
連合会交付金	771	11,494,841

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
負 担 金	172,820	職 員 給 与	120,760
連 合 会 交 付 金	70,749	旅 費	2,237
補 助 金	1,340	事 務 費	20,952
利 息 及 び 配 当 金	3,799	委 託 費	14,210
短期経理より繰入	32,704	賃 借 料	10,551
そ の 他 の 収 入	28	普 及 費	6,192
当 期 損 失 金	17,731	負 担 金	19,439
		連 合 会 分 担 金	10,191
		事務費負担金払込金	76,705
		そ の 他 の 費 用	17,934
合 計	299,171	合 計	299,171

当損失金として 17,731 千円を生じましたが、前年度から繰り越した積立金 702,829 千円を取り崩して補てんしました。

7. 保健経理

～健康管理は疾病予防から、すすんで検診を受けましょう～

この経理は、組合員及びその家族の健康の保持増進、疾病予防、健康管理の意識向上及び短期給付の医療費増高対策事業等を行う経理です。

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
負 担 金	160,453	職 員 給 与	32,790
掛 金	157,452	厚 生 費	204,808
保 険 手 数 料	13,328	特 定 健 康 診 査 等 費	34,639
そ の 他 の 収 入	9,934	旅 費	456
		事 務 費	1,335
		委 託 費	1,911
		賃 借 料	3,534
		負 担 金	9,067
		そ の 他 の 費 用	10,892
		当 期 利 益 金	41,735
合 計	341,167	合 計	341,167

当期利益金として 41,735 千円を生じたため、前年度から繰り越した積立金 1,274,600 千円へ積み立てました。

また、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 21,256 千円のうち、188 千円を取り崩し、積立金へ積み立てました。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,337,591 千円となりました。

保健事業の概要

(単位：千円)

事 業 の 種 類	事業計画額	決 算 額	概 要
人 間 ド ッ ク 助 成	187,818	184,784	6,601 人 (組合員 5,985 人・被扶養者 616 人)
お 口 の チ ェ ッ ク	7,509	7,051	1,397 人 (組合員 1,156 人・被扶養者 241 人)
インフルエンザ予防接種助成	6,750	6,155	4,109 人 (組合員 2,823 人・被扶養者 1,286 人)
重 症 化 予 防 事 業	642	641	
生 活 習 慣 改 善 事 業	1,234	1,136	健康づくり講座
健 康 管 理 者 研 修 会	61	60	
特 定 健 康 診 査	11,847	12,128	
特 定 保 健 指 導	25,269	22,511	
医 療 費 増 高 対 策 費	4,961	4,942	所属所巡回説明会、レセプト審査点検、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知
そ の 他 の 費 用	34	39	職員厚生費
合 計	246,125	239,447	

8. 貯金経理

～貯金加入率 27.84%・1 人当たり貯金額 4,445 千円～

この経理は、組合員の皆様の資産の保全、生活の安定に寄与するため、給与天引きによりお預かりした大切なお金を安全かつ有利に運用し、運用益を還元する貯金事業を行う経理です。

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
利 息 及 び 配 当 金	376,813	職 員 給 与	17,579
有 価 証 券 売 却 益	19,962	事 務 費	1,523
		負 担 金	2,778
		支 払 利 息	277,912
		そ の 他 の 費 用	1,338
		当 期 利 益 金	95,645
合 計	396,775	合 計	396,775

上記の当期利益金 95,645 千円のうち、63,119 千円は前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 1,205,626 千円へ積み立て、残る 32,526 千円を前年度から繰り越した積立金 606,421 千円へ積み立てました。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,907,692 千円となりました。

9. 貸付経理

～資金調達が必要となる場合は、共済貸付をご検討ください～

この経理は、組合員の住宅資金を中心に、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける貸付事業を行う経理です。

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
組 合 員 貸 付 金 利 息	14,503	職 員 給 与	4,709
連 合 会 交 付 金	76	事 務 費	259
そ の 他 の 収 入	425	負 担 金	909
		そ の 他 の 費 用	1,346
		当 期 利 益 金	7,781
合 計	15,004	合 計	15,004

上記の当期利益金 7,781 千円が生じたため、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 1,442,935 千円へ積み立てました。

また、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 223,948 千円のうち 6,360 千円を取り崩し、積立金へ積み立てました。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,674,664 千円となりました。

貸付の状況

(単位：％、千円、月、件)

貸 付 種 別		利率(年)	最高限度額	償還期間	件数	金額	割合
普 通 貸 付		1.26	2,000	120	288	223,231	20.52
住 宅 貸 付		1.26	18,000	360	276	662,990	60.94
在宅介護住宅貸付		1.00	3,000	330	12	6,980	0.64
災 害 貸 付	家 財	0.93	2,000	300	0	0	0.00
	住 宅	0.93	18,000	360	1	18,000	1.65
	再貸付	0.93	19,000	360	0	0	0.00
特 別 貸 付	医 療	1.26	1,000	90	0	0	0.00
	入 学	1.26	2,000	120	49	36,871	3.39
	修 学	1.26	1 月 150	150	111	124,332	11.43
	結 婚	1.26	2,000	120	14	14,021	1.29
	葬 祭	1.26	2,000	120	1	1,514	0.14
高 額 医 療 貸 付		無利息	高額療養費相当額	高額療養費支給日	0	0	0.00
出 産 貸 付		無利息	出産費・家族出産費相当額	出産費・家族出産費支給日	0	0	0.00
合 計		—	—	—	752	1,087,939	100.00

監査報告書

1 監 査 年 月 日 令和7年6月9日

2 監査の対象となった期間 自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日

3 監 査 事 項 令和6年度決算並びに組合業務全般

4 監査の結果の概況及び意見

各監事は、本組合定款第43条に基づき、一般に実施すべき監査方針手続きに従い、職員から職務の執行状況について報告・説明を受けました。また、職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ、組合業務の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用の状況について説明を求めました。以上の方法により当該事業年度に係る事業報告について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又これに関する証憑書類等の調査を行い、当該事業年度に係る決算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書について監査いたしました。

監査の結果、

(1)職務の執行に関する業務報告は、法令、定款の定めるところに従い、適正であると認めます。

(2)決算書類（貸借対照表及び損益計算書）は、組合の財産及び収支の状況の全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

5 出納職員に対して直接注意した事項

なし

6 その他必要な事項

なし

上記のとおり組合定款第46条の規定により報告いたします。

監 事 吉 田 慎 一

監 事 近 河 慎 也

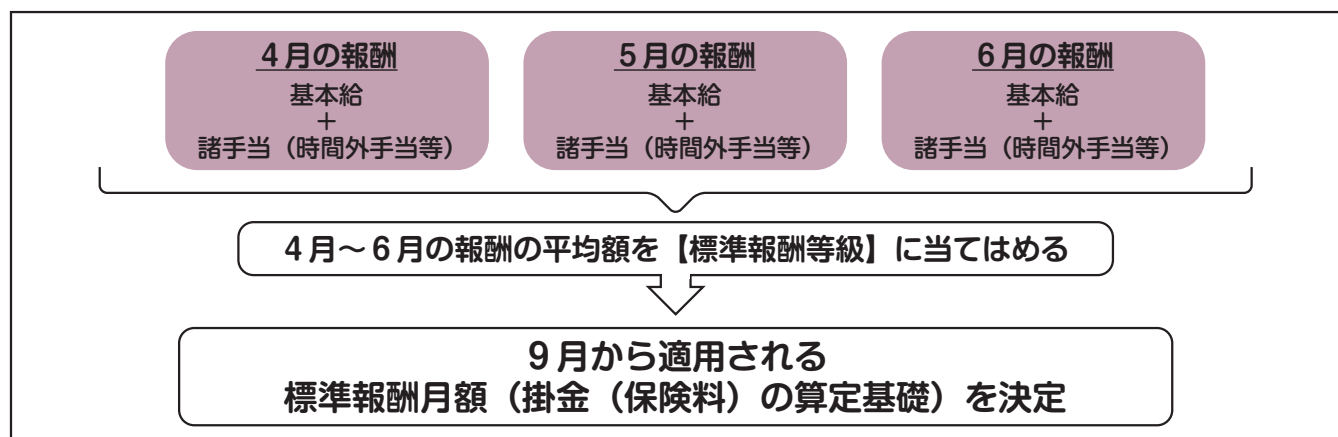
監 事 松 本 考 功

定時決定について

組合員の皆様が実際に受けている報酬と既に決定されている標準報酬月額が大きくかけ離れないよう、4月から6月までに受けた報酬を算定対象とし、9月以降の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。

○標準報酬月額の算定方法

4月から6月までに支払われた報酬の平均額（報酬月額）を計算します。その際、支払基礎日数が17日未満の月がある場合、その月は除外して計算します。



なお、4月から6月までの報酬月額をもとに算出した標準報酬月額が、過去1年間（前年7月～当年6月）の月平均報酬額によって算出した標準報酬月額と2等級以上の差があり、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合は、申出により過去1年間の月平均報酬額にて標準報酬月額を決定すること（保険者算定）ができます。

※ 4月～6月に固定的給与の変動があり7月～9月に随時改定の対象となった場合、当該随時改定が優先され定時決定の対象とならないため、保険者算定も対象となりません。

○定時決定の対象とならない方

6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方や、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われる方（その予定のある方を含む。）は、定時決定の対象となりません。

令和7年度被扶養者資格調査を行います

共済組合では、適正な被扶養者の認定を行うために、定期的に被扶養者の収入等を確認し、扶養の実態を調査しています。

今年度は7月から8月頃に資格調査を実施しますので、対象となった方におかれましては調査へのご協力をお願いします。

また、日頃から被扶養者の勤務状況や収入について把握していただき、取消事由に該当した場合は、速やかに勤務先の共済組合事務担当課を通して被扶養者認定取消の手続きをお願いします。

※取消日以後に資格確認書（組合員被扶養者証等を含む）を使用して医療機関等を受診した場合は、共済組合が支払った医療費等を返還していただくこととなります。被扶養者認定基準は「被扶養者認定事務取扱要領」をご覧ください。



マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

(令和7年3月時点)

利用者証明用電子証明書（数字4桁）の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナナンバーカードには、署名用電子証明書（英数字の6～16桁）もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

？マイナナンバーカードそのものの有効期限は？

- ▶発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。
- ▶マイナナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナナンバーカードと交換できますので、常にマイナナンバーカードがお手元にある状態となります。

※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナナンバーカードの券面（左下図の赤枠部分）に記載されています。

記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン

▲マイナポータル



更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書（右図）が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパンフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住いの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。

なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住いの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒



有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか？



詳しくは次の
ページに→

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える

有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細は前のページ参照）。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



△期限切れ翌日

マイナ保険証
使える

有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。
お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません**。速やかに**再発行手続き**をしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない

3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。
マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。
証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。

※有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。
引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

「お口のチェック」事業を行っています

お口の健康は全身の健康と深い関わりがあります。歯周病やむし歯になってから受診するのではなく、予防することが大切です。毎日の歯みがきなど自分で行うセルフケアも大切ですが、歯石の除去や病気の早期発見・早期治療など歯科医院でのプロフェッショナルケアも欠かせません。少なくとも年に1回は歯科健診を受けましょう。



■対象者

組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者

■費用

全額共済組合が負担するため、無料（年度内に1人1回限り）

■お口のチェック内容

- ・口腔診査（顎関節・粘膜・歯及びその他の状況、歯面清掃（体験）等）
- ・口腔衛生指導（う蝕・歯周病の予防、食事・生活習慣指導、ブラッシング指導等）

■留意事項

①契約歯科医院への事前予約が必要です。

「長崎県市町村職員共済組合のお口のチェック受診を希望する」旨を必ず伝えてください。

※契約歯科医院は右のQRコードから検索できます。

②お口のチェック受診日と同日に、治療等の保険診療を受けることはできません。

③資格喪失や認定取消となった方、任意継続組合員は受けることができません。



< 令和7年度新規事業 >

～お口のチェックを受診した方へ「歯みがきセット」を配付します～

セルフケアの充実にご活用ください。



受診した歯科医院
でお渡しします。



特定健康診査を受診しましょう

特定健康診査（以下「特定健診」）は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見・予防を目的とした健診です。

健康状態を把握するためにも1年に1回は、必ず特定健診を受診しましょう。

特定健診受診券を5月末にご自宅へ郵送しています！

【送付対象者】

令和7年4月1日時点で認定されている、40歳以上75歳未満の者

- ・被扶養者
- ・任意継続組合員（被扶養者含む）

【費用】全額共済組合が負担するため、**無料**

【予約方法】特定健診を実施している検査機関に受診者本人が予約

【検査内容】

・腹囲測定 ・身体測定 ・血圧測定 ・採血 ・検尿 ・問診

※特定健診の結果、特定保健指導に該当した場合は、必ず受けましょう。

（特定保健指導の費用は、無料です。対象者へは、後日案内文書を委託業者の「くまもと研究支援研究所」から送付します。）



※検査機関は当組合ホームページからご覧いただけます。

◇特定健診・特定保健指導の実施率が高いと皆さんにもメリットが!?

共済組合を含む医療保険者は、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付しています。

特定健診・特定保健指導の実施率が高く（※）、各種保健事業等が効果的に実施できている医療保険者は、この支援金が減額され、財源率（掛金・負担金）が引き下げられることで、組合員の皆さんにもメリットがあります。

※実施率が低いと、ペナルティとして支援金が増額され、財源率が引き上げられる場合があります。



ジェネリック医薬品を利用しましょう

～医療費負担を軽減できます～



ジェネリック医薬品とは……？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。新たに開発された新薬は、一定期間、独占的に製造・販売ができるように特許により守られています。この特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分・効用で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

共済組合では、現在服用中の医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減負担額等を「ジェネリック差額通知書」にて7月にお知らせします。

自己負担額の軽減になりますので、この機会にジェネリック医薬品を利用してみてはいかがでしょうか？

3歳未満の子を養育中の組合員の方へ

養育特例をご活用ください

養育特例とは、3歳未満の子を養育している間、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額を下回るときに、組合員からの申し出により、年金額の計算において養育開始前の標準報酬月額を適用するものです。

対象者

3歳未満の子と同居し、養育している組合員

- ・組合員の性別や標準報酬月額の減額理由、扶養にいられているかどうかは問いません。
- ・夫婦ともに組合員の場合、それぞれ申請可能です。

対象期間

次の「開始」に該当する日の属する月から、「終了」に該当する日の翌日の属する月の前月までの期間

【開始】

- ・3歳未満の子を養育することとなった日
- ・産前産後休業が終了した日の翌日
- ・育児休業が終了した日の翌日
- ・3歳未満の子を養育する者が新たに組合員資格を取得した日

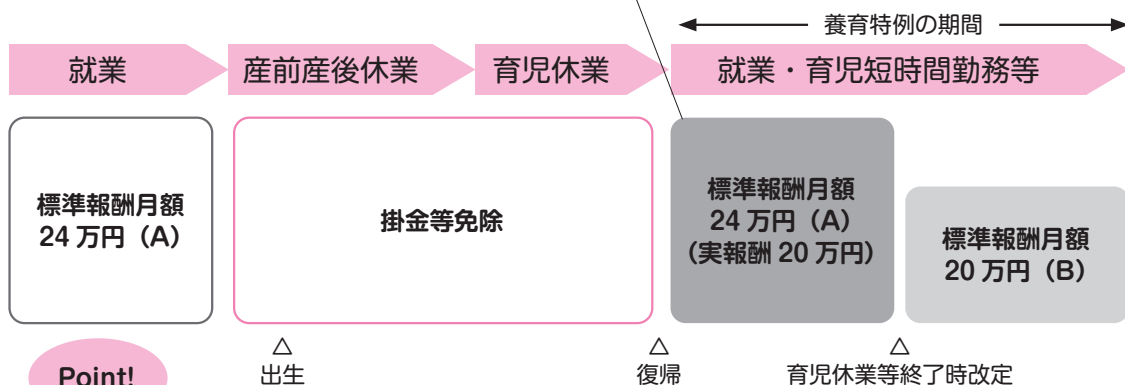
【終了】

- ・子が3歳に達した日
- ・組合員が死亡した日、または退職した日
- ・第2子以降の産前産後休業、育児休業による掛金免除が開始した日
- ・他の3歳未満の子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなった日
- ・子が死亡した日、または子を養育しないこととなった日

イメージ

【3歳未満の子が1人の場合】

育児休業後の標準報酬月額は、復帰後の報酬が下がっても、育児休業等終了時改定が行われるまで産前産後休業前の額となります。



「養育特例」を申し出た場合、育児休業等終了時改定によって掛金の算定に用いる標準報酬月額が20万円(B)に減少しても、年金額の算定の際には標準報酬月額24万円(A)で年金額を計算することとなります。

手続方法

次の書類を勤務先の共済組合事務担当課へ提出願います。

手続書類

- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- 申出者のマイナンバーカードの両面の写し
- ◆世帯全員の住民票
- ◆戸籍記載事項証明書または戸籍謄（抄）本 ※申出者が世帯主の場合は不要
- ◆についてはマイナンバーカードの両面の写しを添付することで省略できる場合があります。

前頁対象期間【終了】の下線部分に該当した場合は「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」の提出が必要です。

令和7年3月で地共済年金情報 Web サイトが廃止され、令和7年4月から「マイナ手続きポータル」により将来の年金見込額等の確認ができます。

「マイナ手続きポータル」では、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、組合員の皆様それぞれの公務員共済期間に係る以下の情報を取得することができます。ただし、すでに老齢又は退職の年金を受給されている方、及び老齢厚生年金の支給開始年齢に到達されている方は、当該情報を取得できません。

なお、地共済年金情報 Web サイトを利用していた方も、新規登録が必要となりますのでご注意ください。

●取得できる情報

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額（※）
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

●「マイナ手続きポータル」を利用可能な方

- ①組合員
- ②組合員であった方

●ご利用時間

24 時間 365 日
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに、年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

全国市町村職員共済組合連合会

検索

●相談窓口（E-mail のみ）

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課

Mail : mypo_kiroku@shichousonren.or.jp

貯金事業のお知らせ

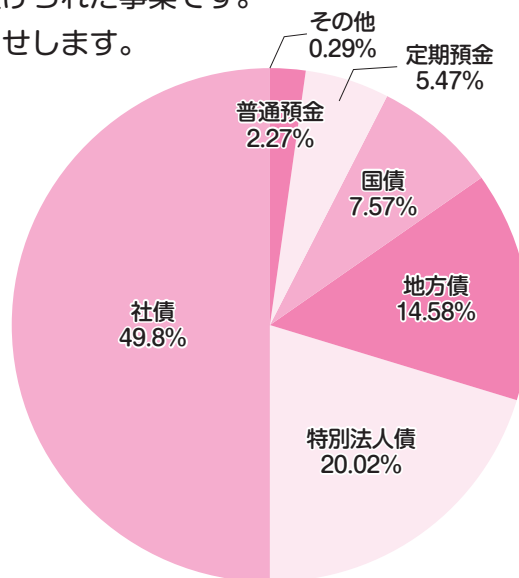
1 貯金経理の状況

積立貯金は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全に運用し、その運用益を還元することで皆様の財産形成と生活設計に役立つよう設けられた事業です。

令和6年度末の貯金経理の状況についてお知らせします。

貯金経理の資産構成

種 別	金 額
普 通 預 金	623,550,760 円
定 期 預 金	1,500,000,000 円
投資有価証券	25,232,309,000 円
国 債	2,076,233,000 円
地 方 債	3,999,616,000 円
特別法人債	5,493,576,000 円
社 債	13,662,884,000 円
そ の 他	79,367,458 円
合 計	27,435,227,218 円



積立貯金の状況

区 分	令 和 6 年 度 末
貯 金 額	25,374,882,080 円
貯 金 者 数	5,709 人
1 人 当 たり 貯 金 額	4,444,715 円
組 合 員 加 入 率	27.84%
支 払 利 率 (半 年 複 利)	1.10%

欠損金補てん積立金の状況

年 度	金 額
令和6年度末	1,268,744,104 円

欠損金補てん積立金は、組合員の貯金額の 5/100 以上に相当する額に達するまで積み立てます。

2 共済貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	締 切 日	送 金 日	締 切 日	送 金 日
令和7年7月送金	6月30日	7月15日	7月3日	7月15日
	7月15日	7月31日	7月15日	7月31日
令和7年8月送金	7月31日	8月15日	8月1日	8月15日
	8月15日	8月29日	8月15日	8月29日
令和7年9月送金	8月29日	9月12日	9月3日	9月12日
	9月12日	9月30日	9月12日	9月30日
令和7年10月送金	9月30日	10月15日	10月3日	10月15日
	10月15日	10月31日	10月15日	10月31日

〔注意事項〕

- ・貯金加入後1年間は払戻しができません。
- ・払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。
- ・締切日は共済組合必着です。勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

3 臨時積立について

臨時積立とは、積立貯金の加入者が、給与控除による積立とは別に任意の額を直接振り込んで積み立てるものです。

臨時積立を利用できる者

定例積立（毎月定額の積立）を行っている者に限ります。（中断している者を除く。）

定例積立を行っていない者（中断している者も含む。）から振り込まれた場合は、ご指定の給付金等受取金融機関の口座へ返金します。

振込額

1回の振込につき、10万円以上の1万円単位です。

なお、年間（4月1日から3月31日まで）の振込限度額は500万円です。

10万円未満の振込み及び500万円を超過した金額については、ご指定の給付金等受取金融機関の口座へ返金します。

臨時積立振込報告書

臨時積立をご利用の際は、臨時積立振込報告書の提出をお願いします。提出期限は、振込日から1週間以内かつ当月末日までに共済組合までご提出願います。

（例）振込日 令和7年7月11日 → 提出期限 令和7年7月17日

振込日 令和7年7月29日 → 提出期限 令和7年7月31日

臨時積立振込報告書は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ることができます。

また、共済組合のホームページからもダウンロードできます。

振込方法

金融機関の窓口、ATM等から、次の口座へお振込み願います。

金融機関名	口座番号（口座名）	
十八親和銀行・本店	普通 0730581	長崎県市町村職員共済組合理事長

振込手数料

振込手数料は、共済組合指定の振込用紙を使用し、十八親和銀行の本支店窓口で振り込む場合に限り不要です。

なお、指定の振込用紙は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ることができます。

振込用紙	手続先	振込手数料
共済組合指定の振込用紙	「十八親和銀行」の本支店窓口	無料
	「十八親和銀行」以外の金融機関窓口	
各金融機関の振込用紙	全ての金融機関窓口	加入者負担
	インターネットバンキング、ATM	